

総務委員会・分科会 会議記録

- 1 期 日 令和2年3月17日（火）
午前9時26分 開会
午前11時43分 閉会
- 2 場 所 第1委員会室
- 3 出席委員 委員長 伊藤 仁
副委員長 奥村 忠俊
委員 足田 仁司、石津 一美、
岡本 昭治、木谷 敏勝、
嶋崎 宏之
- 4 欠席委員 なし
- 5 説明員 （別紙のとおり）
- 6 傍聴議員 なし
- 7 事務局職員 主幹兼議事係長 佐伯勝巳
- 8 会議に付した事件 （別紙のとおり）

総務委員長・分科会長 伊藤 仁

総務委員会（分科会）次第

2020年3月17日（火）9：30～
第1委員会室

- 1 開会

- 2 委員長あいさつ

- 3 協議事項
 - (1) 付託・分担案件の審査について〈2頁〉
 - ア 委員会審査

 - イ 分科会審査

 - (2) 意見・要望のまとめについて
 - ア 委員会意見・要望のまとめ

 - イ 分科会意見・要望のまとめ

 - (3) 閉会中の継続審査申出について〈5頁〉

- 4 その他

- 5 閉会

令和2年第1回豊岡市議会（定例会）議案付託表

【総務委員会】

- 報告第3号 令和2年度豊岡市土地開発公社事業計画及び資金計画並びに当初予算について
- 第1号議案 豊岡市辺地総合整備計画の策定について
- 第2号議案 兵庫県市町村職員退職手当組合規約の変更について
- 第4号議案 市有財産の処分について
- 第6号議案 豊岡市事務分掌条例の一部を改正する条例制定について
- 第7号議案 豊岡市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第8号議案 豊岡市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第9号議案 豊岡市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第10号議案 豊岡市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について
- 第40号議案 令和2年度豊岡市管理会財産区特別会計予算

予算決算委員会付託議案に係る分科会分担表

【総務分科会】

- 報告第2号 専決処分したものの承認を求めることについて
- 専決第2号 令和元年度豊岡市一般会計補正予算（第6号）
- 専決第3号 令和元年度豊岡市一般会計補正予算（第7号）
- 専決第4号 令和元年度豊岡市一般会計補正予算（第8号）
- 第22号議案 令和元年度豊岡市一般会計補正予算（第9号）
- 第32号議案 令和2年度豊岡市一般会計予算
- 第44号議案 令和2年度豊岡市一般会計補正予算（第1号）

※ 第22号議案及び第32号議案中の人件費分は、総務分科会に一括分担する。（以下同じ。）

総務委員会（分科会） 審査日程表

審査日程	所管（出席対象）部署	審査内容
3月16日（月） 9:30～ 第1委員会室	【議会事務局】 【政策調整部】 秘書広報課、政策調整課、 財政課、公共施設マネジメント推進室、 防災課 【地域コミュニティ振興部】 コミュニティ政策課 【各振興局】 地域振興課（総務担当）	【委員会】 《議案》 <説明、質疑、討論、表決> ○第40号議案 【分科会】 《令和2年度一般会計予算議案》 <説明、質疑、討論、表決> ○第32号議案 ・主要事業等の説明 《委員会審査意見、要望のまとめ》 《分科会審査意見、要望のまとめ》
3月16日（月） 13:00～ 第1委員会室	【政策調整部】 財政課 【総務部】 総務課、ワークイノベーション推進室、 人事課、情報推進課 【市民生活部】 税務課 【会計管理者】 会計課 【消防本部】 総務課、予防課、 豊岡消防署（警防課） 【選管監査委員事務局】	【委員会】 《議案》 <個別に説明、質疑、討論、表決> ○報告第3号 ○第1号議案 ○第2号議案 ○第4号議案 ○第6号議案 ○第7号議案 ○第8号議案 ○第9号議案 ○第10号議案 【分科会】 《一般会計補正予算議案》 <個別に説明、質疑、討論、表決> ○報告第2号 ○第22号議案 ○第44号議案 ・主要事業等の説明 《委員会審査意見、要望のまとめ》 《分科会審査意見、要望のまとめ》
3月17日（火） 9:30～ 第1委員会室	【議会事務局】 【政策調整部】 秘書広報課、政策調整課、 財政課、公共施設マネジメント推進室、 防災課 【総務部】 総務課、ワークイノベーション推進室、 人事課、情報推進課 【地域コミュニティ振興部】 コミュニティ政策課 【市民生活部】 税務課 【各振興局】 地域振興課（総務担当） 【会計管理者】 会計課 【消防本部】 総務課、予防課、 豊岡消防署（警防課） 【選管監査委員事務局】	【委員会】 《議案》 <個別に説明、質疑、討論、表決> ○報告第3号 ○第1号議案 ○第2号議案 ○第4号議案 ○第6号議案 ○第7号議案 ○第8号議案 ○第9号議案 ○第10号議案 【分科会】 《一般会計補正予算議案》 <個別に説明、質疑、討論、表決> ○報告第2号 ○第22号議案 ○第44号議案 ・主要事業等の説明 《委員会審査意見、要望のまとめ》 《分科会審査意見、要望のまとめ》

※ 当局職員の方は、座席指定を行いません。1日目（3/16）は中央付近に、2日目（3/17）は指定席を基本としてご着席ください。

※ 総務分科会での予算議案の説明は、基本的に①概要（財政課）、②人件費（人事課）、③主要事業等（組織順で課ごとに、説明事項の全てを一気に説明。）の流れでお願いします。

令和元年度 豊岡市議会総務委員会名簿

令和2年3月17日(火)

【総務委員】

委員長	伊藤 仁
副委員長	奥村 忠俊
委員	足田 仁司 石津 一美 岡本 昭治 木谷 敏勝 嶋崎 宏之

7名

【説明員】

議会事務局 議会事務局長 松本 幹雄 議会事務局次長 宮本 ゆかり	地域コミュニティ振興部 コミュニティ政策課長 土生田 祐子
政策調整部 政策調整部長 塚本 繁樹 政策調整部参事(行財政改革担当) 正木 一郎 政策調整部次長兼公共施設マネジメント推進室長 土生田 哉 秘書広報課長 山口 繁樹 秘書広報課参事 和田 征之 政策調整課長 井上 靖彦 財政課長 畑中 聖史 防災監 宮田 索 防災課長 原田 泰三	市民生活部 税務課長 安達 央 城崎振興局 地域振興課長 谷垣 一哉 竹野振興局 振興局長 瀧下 貴也 地域振興課長 福井 正幸 日高振興局 地域振興課長 和藤 達也 出石振興局 地域振興課参事 村上 忠夫 但東振興局 地域振興課長 大石 英明
総務部 総務部長(会計管理者) 成田 寿道 総務部次長兼ワークイノベーション推進室長 上田 篤 総務課長 安藤 洋一 総務課参事(文書法制担当) 宮代 将樹 ワークイノベーション推進室参事 岸本 京子 人事課長 山本 尚敏 人事課参事 小川 琢郎 情報推進課長 中奥 実	会計課 会計課長 三笠 孔子 消防本部 消防長 松岡 勇人 消防本部次長兼総務課長 榊田 貴行 豊岡消防署長兼警防課長 吉谷 洋司 予防課長 丸谷 正人 総務課参事 中地 修 選挙管理委員会・監査委員事務局 選管監査事務局長 宮岡 浩由

31名

【担当事務局職員】

議会事務局主幹兼議事係長	佐伯 勝巳
--------------	-------

計 39名

午前9時26分 委員会開会

○委員長（伊藤 仁） 皆さん、おはようございます。定刻より少し早いですけれども、ただいまより総務委員会を開会させていただきます。

新型コロナウイルスの感染症のことで、どこまで広がりを見せるのかなど心配をいたしております。本市におきましてはまだ感染してないってことで一安心をしておりますけれども、経済のほうも、日々深刻化してきております。一日も早く感染予防薬等開発されることを願っている次第です。この後の協議、どうぞよろしく願います。

瀧下竹野振興局長から、本日は当委員会に出席するとの申し出がありましたので、ご了承願います。

本日は、当委員会に付託されました議案、また、当分科会に分担されました議案の審査として、個別に説明、質疑、討論、表決を行います。その後、意見、要望のまとめを行いたいと思います。

また、委員の皆さんには、総務委員会次第とは別に審査のための資料をお配りしております。それぞれ右肩に議案番号を記載しておりますので、それを見ながら審査をお願いいたします。

委員の皆さん並びに当局の皆さんは、質疑、答弁に当たりましては、要点を押さえ、簡潔、明瞭に行ってください、スムーズな議事進行にご協力をお願いいたします。

なお、委員会及び分科会の発言は、委員長、分科会長の指名の後、マイクを使用して課名と名字を名乗ってから行っていただくようお願いいたします。

それでは、これより3、協議事項（1）付託・分担案件の審査について、ア、委員会審査に入ります。

まずは、報告第3号、令和2年度豊岡市土地開発公社事業計画及び資金計画並びに当初予算についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

畑中財政課長。

○財政課長（畑中 聖史） それでは、ピンクのファイルの中の議案書をごらんいただきたいと思ます。議案書の57ページになります。（発言する者

あり）ナンバー1ですか。（「ナンバー1」と呼ぶ者あり）57ページになります。よろしいでしょうか。報告第3号、令和2年度豊岡市土地開発公社事業計画及び資金計画並びに当初予算についてご説明いたします。

本件は、同公社理事会で、令和2年2月5日に決定された後、市長が承認したものでございまして、地方自治法の規定により議会へ報告するものでございます。

60ページをごらんいただきたいと思ます。60ページは事業計画になっております。まず、令和2年度は取得計画及び処分計画、ともにございません。

右のページ、61ページをごらんください。資金計画でございまして。まず受け入れ資金ですが、令和2年度は当年度予定額の欄になります。合計で9,047万8,000円でございます。1の事業収益が令和2年度はございませんので、5の前年度繰越金の減少により前年度比182万円の減額となっております。

次に、中段当たりの支払い資金になります。令和2年度予定額では合計で190万7,000円となっております。全額が1の販売及び一般管理費となっております。

予算の内容につきましては、実施計画説明書というのが68ページにございます。68ページをごらんいただきたいと思ます。まず収益的収入及び支出でございまして、収入の（1）の事業収益は、先ほど申し上げましたとおり、事業計画がないためにゼロ円となっております。

（2）の事業外収益ですけれども、8,000円でございます。定期預金等の利息と公社が保有しております土地の貸し付けに伴う使用料となっております。これは、公社所有地内に一部電柱などが共架されているのがございまして、そちらの使用料を上げておるものでございます。

69ページでございます。69ページ、支出の（1）の事業原価でございまして。こちらも繰返しですが、事業計画がないため、ゼロ円とな

っております。

(2) の販売費及び一般管理費190万7,000円ですが、公社の経常的な経費を計上しております。一番大きいものは職員給与負担金でございます。こちらは職員の平均給与の4分の1相当を、183万3,000円となりますが、これを市の一般会計に負担するものでございます。

めくっていただきまして、70ページをごらんいただきたいと思っております。資本金収入と支出でございます。公社につきましては借入金がございますし、事業計画がございますので、新たな借入れの予定もございませんので、収入、支出ともゼロ円となっております。

戻っていただきまして、67ページをごらんいただきたいと思っております。67ページでございます。予定の貸借対照表でございます。令和2年度末ということでございますけれども、資産の部としましては、1の流動資産の(1)現金及び預金としまして、普通預金と定期預金合わせまして8,857万1,000円となる予定でございます。

(3)の公有用地ということで1億1,112万6,000円となっておりますが、これは八代小河江地区の土地がまだ残っております、このような形となっております。

その67ページの一番下でございますが、負債資本合計といたしまして2億5,654万5,000円ということでございます。負債はございませんので、資本と同額ということになっております。

土地開発公社につきましては、以上でございます。

○委員長(伊藤 仁) 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

足田委員。

○委員(足田 仁司) この公社については、うちの会派の青山議員から何うと、15年ほど前からもう解散してもいいんじゃないかという話が出て、そういう質問もしたけど、いまだに持ちこたえてると。これのまだ存続させる意義、目的等について、わかりやすく説明をお願いします。

○委員長(伊藤 仁) 答弁願います。

○財政課長(畑中 聖史) そのことにつきましては、一般質問でございました。そのときの答弁のちよつとご紹介になろうかと思っておりますけれども、土地開発公社の存廃につきましては、2015年度以降、3年ごとに理事会でそのあり方を検討するというようにしております。2015年と2018年、2回検討いたしておりますけれども、そのときの結論といたしましては、いざというときのツールとして公社を存続させるという結論をその理事会のほうで出しております。いざというときのツールということなんですけれども、現時点では高規格道路がまだ完全に完成はしていないというようなことで、市として先行取得で協力する必要がある、まだ可能性がないとは言えないというようなことがございますので、まだ存続をさせているというような状況でございます。3年ごとということですので、次回となりますと2021年度と、再来年度を予定しておるところですけれども、国や県の動向を見ながら、2020年度、新年度においてもちよつと検討が必要であれば検討しないといけないと考えておるところでございます。

繰り返しですが、いざというときのツールということで残そうということで、現時点ではそのような状況でございます。以上です。

○委員長(伊藤 仁) 足田委員。

○委員(足田 仁司) 金利も高い時代でしたら、資産として先行取得して、値上がりを事前にその分、取得によってカバーするというのは理解できるんですが、最近の経済情勢からすると、そこまで公社という組織を持ち続けてまで先行取得するほど、有効さといいますかね、あんまり詳しくはわかりませんが、そんなないんじゃないかなと。普通に、極端に言えば一般会計で必要なときに、必要な土地なりを取得するという手法でも十分やっつけられるような感じを受けるんですけど、そのあたりはどうでしょうか。

○委員長(伊藤 仁) 答弁願います。

○財政課長(畑中 聖史) ご指摘のとおり、むしろ土地は下落傾向にあるかと思っておりますので、もう確

かにおっしゃるとおり先行取得、土地の高騰を理由に先行取得はないのではないかと思います。ただ、スピーディーな購入が必要な場合にやはり一般会計では難しいというところがございますので、繰り返すけれども、いざというときのツールということで考えております。この件につきましては、決算のたび、予算のたびに議会で報告しては指摘されていることでございますので、新年度をちょっと検討して、方向性を出していきたいと考えております。以上でございます。

○委員長(伊藤 仁) ほかに質疑はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(伊藤 仁) 質疑を打ち切ります。

特にご異議がありませんので、報告第3号は、了承すべきものと決定しました。

次に、第1号議案、豊岡市辺地総合整備計画の策定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

井上政策調整課長。

○政策調整課長(井上 靖彦) 75ページをお開きください。第1号議案、豊岡市辺地総合整備計画の策定についてご説明いたします。

本案は、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律の規定により、2020年度に辺地地域で実施する公共的施設の整備に対し、財政上の特別措置を受けるため、日高町伊府辺地及び日高町栗栖野辺地に係る総合整備計画を定めることについて、議会の議決を求めるものです。

76ページから80ページの総合整備計画案をごらんください。計画の内容につきましては、77ページが日高町伊府において、植村直己冒険館の改修及び展示のリニューアルを行うものでございます。

79ページをごらんください。日高町栗栖野においては、身近な地域で安心して受診できる体制を維持、確保するため、神鍋診療所の機器の整備と、市道栗栖野山田線において、舗装の経年劣化により路面の損傷が著しいため、アスファルト舗装による修

繕を行い、通行の安全性を図るものです。これらの事業の財源として、辺地対策事業債を有効に活用したいと考えております。

78ページ、80ページには、それぞれの位置図をつけております。

以上、辺地対策事業債を有効に活用し、市民の利便性向上に努めてまいります。

説明は以上です。

○委員長(伊藤 仁) 説明は終わりました。
質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(伊藤 仁) 質疑を打ち切ります。
討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(伊藤 仁) 討論を打ち切ります。

お諮りします。本案は、原案のとおり可決すべきものと決定してご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(伊藤 仁) ご異議なしと認めます。よって、第1号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第2号議案、兵庫県市町村職員退職手当組合格約の変更についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

小川人事課参事。

○人事課参事(小川 琢郎) それでは、議案目録81ページをごらんください。第2号議案、兵庫県市町村職員退職手当組合格約の変更についてご説明申し上げます。

本案は、地方自治法の規定により、令和2年4月1日付で中播農業共済事務局組合の兵庫県市町村職員退職手当組合からの脱退に伴い、同組合の規約を変更することについて、地方自治法の規定により議会の議決を求めるものです。

施行期日につきましては、令和2年4月1日からしております。以上です。

○委員長(伊藤 仁) 説明は終わりました。
質疑はありませんか。

岡本委員。

○委員（岡本 昭治） 内容はわかるんですけども、これは参考ですけども、中播農業共済組合が脱退されたっていうのは、何か自分とこだけでやるとか、ほかに何か手当ができたから、そこでやるとか、何かわかりましたら。

○委員長（伊藤 仁） 答弁願います。

○人事課参事（小川 琢郎） 中播農業共済事務組合が脱退された理由ですけども、兵庫県の農業共済組合、これが令和2年4月1日に設立されるということで、豊岡市の農業共済の部門もそちらに一元化されます。その関係で、この退手組合に入っている必要がなくなったということで、脱退されるということでございます。

○委員長（伊藤 仁） よろしいですか。

○委員（岡本 昭治） はい。

○委員長（伊藤 仁） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（伊藤 仁） 質疑を打ち切ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（伊藤 仁） 討論を打ち切ります。

お諮りします。本案は、原案のとおり可決すべきものと決定してご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（伊藤 仁） ご異議なしと認めます。よって、第2号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第4号議案、市有財産の処分についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

福井竹野振興局地域振興課長。

○竹野振興局地域振興課長（福井 正幸） 88ページをごらんください。第4号議案、市有財産の処分についての説明をさせていただきます。

内容につきましては、議場で局長が説明したとおりでございます。

なお、本件は昨年11月12日に仮契約を締結し、文部科学省へ申請をしておりました補助金の返還免除につきましては、本年1月10日付で承認を

受けました。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。以上です。

○委員長（伊藤 仁） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

足田委員。

○委員（足田 仁司） 公有地が売却できたっていうことは非常にいいことだと思います。面積が広大であるのと、それから建物や構築物が、相当頑丈と思われるプール等がありますが、所有権が移った後、購入者に対して、例えば何年以内は転売したらだめだとか何か制限を加えていることがあれば、どういったことがあるのか。あと気にあるのは、今言いました頑丈なプールなどは、購入者が撤去するような条件になっているのかどうか、ずっとそのまま置いておいてもいいのか、そのあたりも含めて教えていただきたいです。

○委員長（伊藤 仁） 答弁願います。

○竹野振興局地域振興課長（福井 正幸） 買い戻し特約という条件をつけておまして、その条件が10年という定めで契約をいたしております。

それからお尋ねのプールの件ですが、実際は現在もう使える状態ではないのですが、ありのままで売却をしております。事業者のほうでは特に使用、活用方法は考えておられません。使うことは考えておられないので、そのままの状態でおられるのか、最後までそのままの状態なのか、撤去されるかは現在わかっておりません。聞くところによると、砂を入れて遊び場にすることも考え、視野に入れているということは聞いております。以上です。

○委員長（伊藤 仁） 足田委員、よろしいですか。

どうぞ。

○委員（足田 仁司） はい、わかりました。これ、ほかの場合でも一緒ですけど、構造物なんかは解体撤去をする費用を見込んで、土地の価格からその分引いた価格での取引になっていると思うんですけど、すると、今おっしゃったプールがそのまんまずっと置いておかれて、さっきの言葉でいうと買い戻し特約、もしも買い戻しってなったら、今度またプ

ールの解体費用を経費として見込んだ価格での買い戻しになるわけですか。

○委員長（伊藤 仁） 答弁願います。

どうぞ。

○竹野振興局地域振興課長（福井 正幸） 買い戻し特約として考えておりましたのは、そこの施設を当初の契約の目的に沿った形で営業されない場合の買い戻し特約でありまして、プールについては当初から使用目的なしということで報告というか、提出いただいておりますので、プールがそのままの状態だからといって、買い戻しということにはならないと理解しております。以上です。

○委員長（伊藤 仁） 足田委員。

○委員（足田 仁司） 細かいことを尋ねて悪いですけども、すると、取引価格の計算上、プールの解体撤去費は見込まれていないと理解したらいいですか。

○委員長（伊藤 仁） 答弁願います。

○竹野振興局地域振興課長（福井 正幸） プール解体撤去費用については含まれておりません。以上です。

○委員長（伊藤 仁） いいですか。

○委員（足田 仁司） 以上です。

○委員長（伊藤 仁） ほかがございせんか。

○委員（嶋崎 宏之） よろしい。

○委員長（伊藤 仁） 嶋崎委員。

○委員（嶋崎 宏之） また今の件に関連してなんですけれども、たしか当初、体育館がまだ比較的新しくて、4,000幾らというふうな金額提示があつて、それで公募しても売れなかったという話の中で、この処分予定価格、2,907万円云々という金額になって、これ前も聞いたんですけども、この算定根拠をもうちょっと再確認したいんですけれども、その辺データがありますか。

○委員長（伊藤 仁） 答弁願います。

○竹野振興局地域振興課長（福井 正幸） 最終的な結論の価格だけ申し上げます。これ11月の臨時議会のときにも申し上げた数字そのままですけれども、土地が3,425万3,904円、建物が3,

432万円、解体費用がマイナスの3,950万円、それを差し引きしまして2,907万3,904円ということになっております。以上でございます。

○委員長（伊藤 仁） 嶋崎委員。

○委員（嶋崎 宏之） 建物というのは何と何。

○竹野振興局地域振興課長（福井 正幸） 建物の費用でございましょうか。

○委員（嶋崎 宏之） はい。

○竹野振興局地域振興課長（福井 正幸） 建物の費用は体育館のみです。

○委員（嶋崎 宏之） 体育館だけか、はい、わかりました。

○委員長（伊藤 仁） ほかがございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（伊藤 仁） 質疑を打ち切ります。

討論はありせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（伊藤 仁） 討論を打ち切ります。

お諮りします。本案は、原案のとおり可決すべきものと決定してご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（伊藤 仁） ご異議なしと認めます。よって、第4号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第6号議案及び第7号議案、豊岡市事務分掌条例の一部を改正する条例制定について、ほか1件を一括議題といたします。

当局の説明を求めます。

井上政策調整課長。

○政策調整課長（井上 靖彦） 93ページをお開きください。第6号議案、豊岡市事務分掌条例の一部を改正する条例制定についてご説明いたします。

この条例案は、2020年度において、地域コミュニティ振興部の事務分掌に文化財の保護に関する事項を加え、コウノトリ共生部の事務分掌から農業共済に関する事項を削るため、改正を行うものです。具体的には教育総務課の文化財室と歴史博物館を文化振興課の所管とし、農業共済課については、兵庫県農業共済組合への事務移管に伴い、事務分掌

から削るものです。

94ページ、95ページには、改正の内容及び令和2年4月1日から施行することを定めています。

96ページには、新旧対照表をつけております。

続きまして、97ページをごらんください。豊岡市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部を改正する条例制定についてご説明いたします。

これは、2019年4月の文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正により、教育委員会が管理、執行することとされている、地方公共団体における文化財の保護に関する事務について、景観、まちづくり等の他の行政分野との一体的な施策の推進の必要性等を踏まえ、条例により、これらの事務を地方公共団体の長が管理、執行することが可能となりました。また、第9次地方分権一括法が2019年6月7日に公布、施行され、13法律が一括改正されました。これにより、教育委員会が所管する公立の図書館、博物館、その他の社会教育に関する教育機関について、これもまちづくり、観光など、他の行政分野との一体的な取り組みの推進等のため、地方公共団体がより効果的と判断する場合に、条例により地方公共団体の長が所管することが可能となりました。

98ページ、99ページになりますけれども、これらの法改正を受けまして、市長が管理し、執行する、教育に関する事務に、図書館、歴史博物館、青少年センターの設置、管理及び廃止に関すること、また、文化財の保護に関することを加えることを定めております。

続きまして、附則ですが、附則の第1項につきましては、この条例の施行期日を令和2年4月1日とすることを定めています。

次に、附則の第2項につきましては、この条例の施行の日前に、豊岡市教育委員会の職務権限によりなされた処分、手続、その他の行為のうち、この条例の規定により、市長が管理し、及び実行することとした事務に係るものについては、市長によりなされた処分、手続、その他の行為とみなすことを定め

ております。

最後に、附則の第3項につきましては、その他の条例について所要の規定の整備を行うことを定めております。

101ページから110ページにかけて新旧対照表をつけていますので、ご清覧いただければと思います。

なお、先ほどの第6号議案を含めまして、組織全体の改正内容につきましては、参考資料、市長総括説明抜粋と2020年度組織改編案をお手元に配付させていただいておりますので、ご清覧いただければと思います。

説明は以上です。

○委員長（伊藤 仁） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

足田委員。

○委員（足田 仁司） 102ページの豊岡市青少年センターの関係の対照表が載ってます。対照表ですが、市長ができるということは理解しますが、人数が150人から120人、補導委員の人数が150から120、何かこのタイミングに減らさなあかんという、どういった事情等か、理由があったのか、教えてください。

○委員長（伊藤 仁） 答弁願います。

○政策調整課長（井上 靖彦） これまで補導委員は150以内ということになっておりまして、ただ、現実的には120をずっと切るような状況が現実的であったということで、これ以上増加は見込めないというようなことで、この条例改正に当たって実質的なところの120人以内にするということでございます。

○委員長（伊藤 仁） 足田委員。

○委員（足田 仁司） 現実、この人数でしか委嘱できてない、この人数でこの役目が十分カバーできるという根拠ではなくて、実際に人が集まらんから、この人数でよからうという、ちょっと何か行政らしくない判断のように聞こえるんですけど、それで大丈夫という判断でしょうか。

○委員長（伊藤 仁） 答弁願います。

○政策調整課長（井上 靖彦） 所管が生涯学習課でございまして、詳細までは確認できておりませんが、先ほど言いましたように、120でいけるということと聞いております。

○委員長（伊藤 仁） よろしいですか。

○委員（足田 仁司） はい。

○委員長（伊藤 仁） ほかに質疑はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（伊藤 仁） 質疑を打ち切ります。
討論はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（伊藤 仁） 討論を打ち切ります。
お諮りします。本案は、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定してご異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（伊藤 仁） ご異議なしと認めます。よって、第6号議案及び第7号議案は、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定しました。
次に、第8号議案、豊岡市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。
当局の説明を求めます。
小川人事課参事。

○人事課参事（小川 琢郎） 111ページをごらんください。まず、第8号議案、豊岡市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例制定についてご説明申し上げます。

本案は、会計年度任用職員のサービスの宣誓について定めようとするものでございます。

内容につきましては、113ページをごらんください。豊岡市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例案要綱によりご説明申し上げます。

改正の内容は、会計年度任用職員のサービスの宣誓について、任命権者の別段の定めをすることできるということにしております。ここでいっております別段の定めとは、会計年度任用職員の任期は1会計年度の範囲内ということになっております。年度が切りかわって再度の任用を行った場合に、さきの任用で行ったサービスの宣誓をもって、これを行ったもの

とみなすというような場合を想定しております。

附則に移ります。施行期日については、令和2年4月1日としております。以上です。

○委員長（伊藤 仁） 説明は終わりました。
質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（伊藤 仁） 質疑を打ち切ります。
討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（伊藤 仁） 討論を打ち切ります。
お諮りします。本案は、原案のとおり可決すべきものと決定してご異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（伊藤 仁） ご異議なしと認めます。よって、第8号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第9号議案、豊岡市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

小川人事課参事。

○人事課参事（小川 琢郎） 115ページをごらんください。第9号議案、豊岡市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例制定についてご説明申し上げます。

本案は、会計年度任用職員制度の導入に伴い、給料を支給される職員の補償基礎額、これを定めようとするものでございます。

内容につきましては、117ページをごらんください。豊岡市議会の議員、その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例案要綱によりご説明申し上げます。

この改正は、フルタイム会計年度任用職員には給料が支給されるということになります。なので、補償基礎額を定める規定に、これまでの報酬を支給される職員の規定に加えて、給料を支給される職員の規定を加えるというものでございます。

附則に移ります。施行期日については、令和2年4月1日としております。

それから経過措置として、改正後の条例の規定は、この条例の施行の日以後に発生した事故に起因する公務上の災害または通勤による災害に係る補償について適用することとしております。以上です。

○委員長（伊藤 仁） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（伊藤 仁） 質疑を打ち切ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（伊藤 仁） 討論を打ち切ります。

お諮りします。本案は、原案のとおり可決すべきものと決定してご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（伊藤 仁） ご異議なしと認めます。よって、第9号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第10号議案、豊岡市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

小川人事課参事。

○人事課参事（小川 琢郎） 119ページをごらんください。第10号議案、豊岡市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定についてご説明申し上げます。

本案は、職員の給与について、勤務1時間当たりの給与額の算出方法、それから災害派遣手当の支給等に係る規定の整備をしようとするものでございます。

内容につきましては、123ページをごらんください。条例案要綱によりご説明申し上げます。

まず1の（1）豊岡市職員の給与に関する条例の一部改正についてでございます。まずアのところでございますけれども、災害対策基本法による災害派遣の職員が住所または居所を離れて市の区域に滞在する場合に支給する災害派遣手当、これを定めております。また、現在、支給対象となっていない寒冷地手当の規定を削る改正を行っております。今回定めた災害

派遣手当でございますけれども、災害が起こった場合に、国とか他の地方公共団体などから豊岡市のほうに派遣をされた職員に対して、住所地を離れて本市の区域に滞在する場合に支給するものでございます。

126ページの新旧対照表をごらんください。右側の改正後のところに、右下のところですけども、手当の金額を、別表第4に定めております。ここで市の区域に滞在した期間と、それから利用施設の区分、これによって、1日について3,970円から6,620円までの手当が支給されるということになります。この金額については、国の基準に基づいて定めております。

それから戻りまして、また123ページの条例案要綱をごらんください。1の（1）イのところですよ。職員の勤務時間、勤務1時間当たりの給与額の算出に係る規定について、算出に用いる1週間当たりの勤務時間、これに関する改正を行うものでございます。ここでの勤務1時間当たりの給与額の計算方法といいますのは、年間の給与額を、年間の総時間数、総勤務時間数で割るということで計算をしております。この総勤務時間を出す場合の計算方法を、改正をしようとしております。

124ページ、新旧対照表をごらんください。中段あたりの24条のところでございます。総勤務時間数を出す場合に、現在の現行のところですけども、1週間当たりの勤務時間に50を乗じるところでございます。この規定を、右側の改正後のところで、1週間当たりの勤務時間に52を乗じた時間から、休日 considering 市長が別に定める時間を減じるということにしております。これは、勤務時間の算出する際に、国民の祝日ですとか年末年始の休日、これを除いたところで計算する、そういう方法に改正しようとしております。これは、労働基準法に定める考え方に沿って計算する方法に改める内容でございます。

次に、もう一度123ページに戻っていただきたいと思っております。1の（1）ウのところですよ。行政職給料表級別標準職務表における4級、それから6級

の標準職務の規定の一部を改めることとしております。

125ページ、新旧対照表をごらんください。別表第3のところですけども、この表には職務の級ごとに標準職務を定めております。今回改正しようとするのは4級と6級のところでございます。これまで4級のところでは、改正前の左側ですけども、相当の経験を必要とし、かつ課長補佐に準じる職務を分掌する係長等としております。これを、右側の改正後では、高度な知識または相当の経験を必要とする職務、業務を行う係長等としております。6級も同様の考え方で改正をしております。これは何々に準じる職務という曖昧な表現、これをなくすように改正をしようとしているものでございます。

もう一度戻っていただきまして、123ページをごらんください。1の(2)豊岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてです。ここでは、パートタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの報酬額の算出に係る規定について、月額による報酬の場合に、算出に用いる1週間当たりの勤務時間を改めることとしております。先ほどの条例、給与条例の改正と同様の内容でございます。

次に、1の(3)豊岡市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正についてです。公益的法人等へ職員を派遣した場合の給与の規定について、寒冷地手当の規定を削っております。

次に、1の(4)豊岡市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正についてです。企業職員の給与の種類等の規定について、災害派遣手当の規定を定め、寒冷地手当の規定を削っております。

次に、1の(5)豊岡市一般職の任期つき職員の採用等に関する条例の一部改正です。任期つき短時間勤務職員の給与条例の適用除外の規定から寒冷地手当の規定を削っております。

附則のところですけども、2の(1)施行期日を令和2年4月1日としております。

2の(2)、先ほどの1(1)の職員の勤務1時間当たりの給与額の算出に関して必要な経過措置

を定めることとしております。以上でございます。

○委員長(伊藤 仁) 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(伊藤 仁) 質疑を打ち切ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(伊藤 仁) 討論を打ち切ります。

お諮りします。本案は、原案のとおり可決すべきものと決定してご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(伊藤 仁) ご異議なしと認めます。よって、第10号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

ここで委員会を暫時休憩します。

午前10時10分 委員会休憩

午前10時10分 分科会開会

○分科会長(伊藤 仁) 分科会を開会します。

それでは、これより3、協議事項(1)付託・分担案件の審査について、イ、分科会審査に入ります。

まずは、報告第2号、専決処分したものの承認を求めることについて、専決第2号、令和元年度豊岡市一般会計補正予算(第6号)を議題といたします。

報告第2号、専決第2号中、当分科会に審査を分担されましたのは、所管事項に係る歳入予算補正であります。

当局の説明を求めます。

畑中財政課長。

○財政課長(畑中 聖史) それでは、議案書の4ページをごらんいただきたいと思っております。専決第2号、令和元年度一般会計補正予算(第6号)でございます。

本件につきましては、ふるさと納税の増収に要する経費でございまして、基金積み立てや返礼品等に要する経費を追加するため、去る1月6日で専決処分をしたものでございます。

補正額につきましては、歳入歳出それぞれ4億4,939万2,000円を追加しまして、歳入歳出の

総額を480億8,739万9,000円としたものでございます。

当委員会に関しましては、歳出はございません。歳入は普通交付税だけでございますが、11ページ、12ページをごらんいただきたいと思います。一番上の地方交付税でございますけれども、この6号補正の一般財源といたしましては、普通交付税を1億4,939万2,000円計上いたしております。説明は以上でございます。

○分科会長（伊藤 仁） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（伊藤 仁） 質疑を打ち切ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（伊藤 仁） 討論を打ち切ります。

お諮りします。本件は、承認すべきものと決定してご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（伊藤 仁） ご異議なしと認めます。

よって、報告第2号、専決第2号は、承認すべきものと決定しました。

次に、報告第2号、専決処分したものの承認を求めることについて、専決第3号、令和元年度豊岡市一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。

報告第2号、専決第3号中、当分科会に審査を分担されましたのは、所管事項に係る歳入予算補正であります。

当局の説明を求めます。

畑中財政課長。

○財政課長（畑中 聖史） それでは、15ページをごらんいただきたいと思います。専決第3号、令和元年度一般会計補正予算（第7号）でございます。

本件につきましては、暖冬に伴う雪不足の影響を受ける中小企業への金融支援で、融資保証料補助金に要する経費を追加するとともに、同額を2020年度の債務負担行為として追加するため、1月31日付で専決処分いたしましたものでございます。

補正額につきましては、歳入歳出それぞれに1,

000万円を追加いたしまして、歳入歳出の総額を480億9,739万9,000円としたものでございます。

当委員会に関しましては、歳出はございません。歳入だけでございまして、23ページ、24ページをごらんいただきたいと思います。この7号補正の財源ですけれども、これも普通交付税を計上いたしております。1,000万円でございます。

説明は以上でございます。

○分科会長（伊藤 仁） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

足田委員。

○委員（足田 仁司） 今の説明ですと、歳入はなしということなのですが、説明にありました暖冬による雪不足の影響だと。その雪不足によってどういう事象が起きてるからというのを、ちょっとわかる範囲で教えてください。

○分科会長（伊藤 仁） 答弁願います。

○財政課長（畑中 聖史） 補正予算の資料といたしましては、主にスキー場なんかになってこようかと思えますけれども、雪がないので、営業ができなくて、資金繰りが苦しいですとかスキー場が運営されていないので、近隣の宿泊施設あるいは食堂などが、お客さんが来ないので、資金繰りが苦しいというようなところでございまして、県が利子補給を行うに当たり、市が融資の、保証料の補助を出すというようなことと聞いております。以上でございます。

○分科会長（伊藤 仁） 足田委員、よろしいですか。

ほか質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（伊藤 仁） 質疑を打ち切ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（伊藤 仁） 討論を打ち切ります。

お諮りします。本件は、承認すべきものと決定してご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（伊藤 仁） ご異議なしと認めます。

よって、報告第2号、専決第3号は、承認すべきものと決定しました。

次に、報告第2号、専決処分したものの承認を求めることについて、専決第4号、令和元年度豊岡市一般会計補正予算（第8号）を議題といたします。

報告第2号、専決第4号中、当分科会に審査を分担されましたのは、所管事項に係る歳入予算補正であります。

当局の説明を求めます。

畑中財政課長。

○**財政課長（畑中 聖史）** それでは、議案書の27ページをごらんください。専決第4号、令和元年度一般会計補正予算（第8号）でございます。

本件につきましては、安心と成長の未来を拓く総合経済対策、これ国の補正の関係ですけれども、この補正予算の対象事業でございまして、地籍調査、橋梁の長寿命化、小・中学校の校内通信ネットワーク改修に要する経費を追加するため、2月10日付で専決処分いたしましたものでございます。なお、全額を繰越明許とし、繰り越すことといたしております。

補正額は、歳入歳出それぞれ2億9,870万3,000円を追加いたしまして、歳入歳出の総額を483億9,610万2,000円としたものでございます。これにつきましても、当委員会では歳出はございません。歳入だけでございますが、36ページ、37ページをごらんいただきたいと思います。一番上の市税、その次の枠の地方交付税、そして最下段の繰越金、この3つを財源として計上いたしております。なお、この第8号補正におきまして、普通交付税、前年度繰越金は、留保額を全部計上いたしていることとなります。普通交付税につきましては1,194万3,000円、繰越金につきましては3,358万3,000円ですけれども、それぞれこれだけでいわゆる留保額を使い切ったという形になっております。

説明は以上でございます。

○**分科会長（伊藤 仁）** 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**分科会長（伊藤 仁）** 質疑を打ち切ります。
討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**分科会長（伊藤 仁）** 討論を打ち切ります。

お諮りします。本件は、承認すべきものと決定してご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**分科会長（伊藤 仁）** ご異議なしと認めます。

よって、報告第2号、専決第4号は、承認すべきものと決定しました。

ここで暫時休憩をいたします。再開は10時30分。

午前10時19分 分科会休憩

午前10時28分 分科会再開

○**分科会長（伊藤 仁）** 皆さん、おそろいになりましたので、分科会を再開したいと思います。

次に、第22号議案、令和元年度豊岡市一般会計補正予算（第9号）を議題といたします。

第22号議案中、当分科会に審査を分担されましたのは、所管事項に係る歳入歳出予算補正、繰越明許費補正、債務負担行為補正及び地方債補正についてであります。

本案は、年度末における入札残や事業費の確定に伴うもののほか、3月末までの支出予算の精査による不用額の減額が主なものであります。

そこで当局説明は、まず財政課から概要を、次に人事課から人件費をお願いします。その他の部署については、不用額の減額の場合は高額な部分を、また、不用額等以外の場合は特に必要であると思われる部分の説明をお願いします。なお、説明に当たっては、資料のページ番号をお知らせください。質疑は、説明が終わった後に一括で行います。

それでは、順次説明をお願いします。

畑中財政課長。

○**財政課長（畑中 聖史）** それでは、議案書の181ページをごらんください。第22号議案、令和元年度一般会計補正予算（第9号）でございます。

本案につきましては、歳入歳出予算の総額から1

3億2,863万4,000円を減額し、歳入歳出それぞれ470億6,746万8,000円とするものでございます。繰越明許費の補正を第2条、債務負担行為の補正を第3条、地方債の補正を第4条に定めております。

186ページ、187ページをごらんください。繰越明許費の補正でございます。プレミアム付商品券事業を初め、年度内にその支払いが終わらないもの、全部で25事業、8億7,774万3,000円を追加しまして、3事業を変更いたしております。

188ページが債務負担行為の補正でございます。2事項の廃止と8事項の限度額の変更を行っております。

189ページが地方債補正でございます。1事業を追加いたしまして、14事業の限度額を変更いたしております。

この9号補正につきましては、先ほど委員長からございましたとおり、減額がほとんどのものがございます。

概要につきましては、以上でございます。

○分科会長（伊藤 仁） 山本人事課長。

○人事課長（山本 尚敏） 人件費につきましては本日、A4の資料1枚お配りしております。令和元年度人件費3月補正予算の主な理由（一般会計）というのにまとめておりますので、これに基づきまして説明をさせていただきたいと思っております。

まず、報酬でございます。報酬につきましては1,352万5,000円の減額ということで、嘱託職員に係る報酬の不用額を減額するものでございます。中途での採用になったり、中途での退職、それから採用できなくて欠員だったり、そういったものに係る不用額でございます。

それから次に、給料です。276万6,000円の減額です。これは、主に育児休業に入った職員でございますので、まず、それに係る不用額ということでございます。

次に、手当です。手当全体で1,885万7,000円の減額でございます。主に扶養手当とか住居手当で随時の異動に係る増額分はございますけれ

ども、通勤手当等で不用額を減額するものでございます。

次に、共済費でございます。2,223万8,000円の減額ですけれども、これは報酬とか賃金も減額をしております。それを反映して社会保険料、雇用保険料等の不用額を減額するものでございます。

次に、賃金です。賃金7,740万4,000円の減額でございますけれども、嘱託職員に係る報酬と同様に、臨時職員の賃金に係る不用額を減額するものでございます。

次に、負担金です。負担金5,891万円の増額ですけれども、これは退職手当組合に支払いをする特別負担金の増額でございます。

合計で7,588万円の減額補正をお願いするものでございます。以上です。

○分科会長（伊藤 仁） 次に、宮本議会事務局次長。

○事務局次長（宮本ゆかり） それでは、219ページ、220ページをお開きください。一番上の議会費です。

人件費につきましては、井垣議員がご逝去されたことに伴いまして、12月以降の議員報酬について1名分、144万円を減額するものです。

その下、議会管理費につきましては、実績見込みによる不用額の減額としております。以上です。

○分科会長（伊藤 仁） 次に、井上政策調整課長。

○政策調整課長（井上 靖彦） 223ページ、224ページをお開きください。主なものを説明させていただきます。

224ページの上から6行目、戦略的政策分野研究費につきまして132万8,000円の減額としております。これにつきましては、報償金100万円と費用弁償13万円、これにつきましては、戦略的政策分野の調査研究において専門家のアドバイスをいただくというものでございますが、その不用額を減額するものでございます。

続きまして、歳入になります。203ページ、204ページをお開きください。上から6枠目になります。真ん中から少し上の欄、地方創生推進交付金

でございます。これにつきまして2,313万1,000円を減額しておりますが、国の交付決定及び実績見込みに伴います減額でございます。

続きまして、207ページ、208ページをごらんください。208ページ、上から3枠目、ひょうご地域創生交付金2,059万6,000円を減額しております。これも地方創生推進交付金と同じで、県の交付決定と、それから実績見込みによる減額としております。以上です。

○分科会長（伊藤 仁） 続きまして、畑中財政課長。

○財政課長（畑中 聖史） それでは、歳出は283ページ、284ページをごらんください。今回、増額をお願いするものでございますが、土地取得費でございます。こちらにつきましては、太陽光発電事業の特別会計における太陽光発電の施設管理費が減額になりました。収入が変わりませんので、管理費が減った分、特別会計から一般会計への繰出金がふえることになりました。一般会計から見ますと、繰り入れが増額することになります。その分が58万1,000円ということでございまして、竹貫の土地開発基金の土地を買い戻す財源ということにしております。58万1,000円増額いたしましたので、今年度としましては総額で3,154万5,000円、面積にいたしますと2,118.8平米の土地を買い戻すことができるということになりまして、全体で36%の買い戻しができるという数字になっております。

続きまして、歳入でございますが、209ページ、210ページをごらんいただきたいと思えます。上から3枠目といいますか、太陽光発電の繰入金でございます。総額では207万8,000円の減額でございますが、先ほど申し上げたとおり、竹貫の土地開発基金の買い戻しに充てる財源としまして58万1,000円の増額が、この中に含まれておることになっております。

その一段下になりますけれども、財政調整基金の繰入金でございます。マイナスの8億2,910万円といたしておりますが、このうち7億6,800

万円が財源不足の収支調整として繰り入れたいしているものを減額するという形になります。7億6,800万円でございます。当初予算では16億円の繰り入れを行っております、これまで2回減額の補正を行っております。今回の補正の前が13億1,500万円繰り入れする形になっておりましたので、13億1,500万円から7億6,800万円を引きますと5億4,700万円、まだ繰り入れを行うという形での予算という形になっております。また、年度内の今後の財政収支見通しにつきましてですけれども、地方債ですとか、あと特別交付税、地方譲与税等が現時点では確定していないものがたくさんございます。これらが確定した段階でさらに補正の必要が生じることがございますので、その際には専決補正をお願いしたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

財政課からは以上でございます。

○分科会長（伊藤 仁） 原田防災課長。

○防災課長（原田 泰三） 263ページ、264ページをお開きください。中段あたりに非常備消防費ということで、非常備消防事業費というものがございます。こちらにつきまして、決算見込みによる不用額の減額というようなことで68万円減額となっております。

それから、その同じページの下、一番下のほうにございます防火水槽整備事業費でございますが、こちらにつきましては、事業費の確定により670万円の不用額を減額するものでございます。

続きまして、265ページ、266ページをお開きください。1行目の円山川防災センター管理費、それからそのすぐ下の人件費、防災会議の委員、それから災害対策事業費、この災害対策事業費につきましては、ちょうど真ん中あたりの補助金、土砂災害対策支援事業っていうのがあるんですが、そちらは防災課所管ではございませんが、それを除いた分につきましては全て決算見込みによる不用額の減額ということになります。それから、その下の防災行政無線管理費というのがございますが、350万5,000円、合わせて防災行政無線整備事業費の

1, 200万円、これにつきましても同様でございます。また、自主防災育成対策事業費の179万1,000円につきましても、決算見込みによる不用額の減額ということになります。

続きまして、歳入でございます。215ページ、216ページをお開きください。一番最下段に消防債とありまして、消防防災施設整備事業債というのがございますが、こちらの防火水槽は、先ほどご説明いたしました防火水槽の関係で、670万円の方でございます。

それから次のページ、217ページ、218ページがございます。この2行目に消防防災設備整備事業債といたしまして、デジタル防災行政無線というのが4,210万円ございますが、こちらにつきましては、起債対象外経費となる部分を減額するものということになります。

続きましては、地方債補正ということで189ページでございます。190ページが私ども防災課の分野でございますが、この消防防災施設整備事業債の中に防火水槽、それから消防防災設備整備事業費ということでデジタル防災行政無線とありますが、こちらにつきましては、先ほど説明いたしました事業費の確定に伴って不用額を減額するものがございます。

防災課からは以上でございます。

○分科会長（伊藤 仁） 安藤総務課長。

○総務課長（安藤 洋一） 歳出から説明いたします。歳出につきましては、220ページから222ページまでに総務課所管分がございますが、全て決算見込みによる不用額の減額でございます。

歳入の説明に入ります。198ページをごらんください。説明欄の一番下の枠にございます行政財産目的外使用料、増額となっておりますが、そのうち174万円が総務課の所管として増額をしております。その要因につきましては、今年度、本庁舎等に設置しております自動販売機の契約更新を行いました。その結果、目的外使用料の基礎となります契約単価が上がった結果と、それからまた1台、設置数をふやしておりますので、それが原因というか、

要因で増額となっております。

説明は以上です。

○分科会長（伊藤 仁） 続きまして、上田総務部次長。

○総務部次長（上田 篤） 224ページをごらんください。224ページの中ほどに、男女共同参画社会推進事業費で32万1,000円の減額と、あと全体で3つの事業あるんですが、全て決算見込みによる不用額の減額で少額のものでございます。

次の188ページ、債務負担行為補正でございます。188ページの変更の説明です。キャリアデザイン推進事業、それと（仮称）豊岡市ジェンダーギャップ解消戦略策定事業費で、それぞれ限度額を減額補正しておりますが、これは新年度の予算案の額に合わせて補正しているものでございます。以上でございます。

○分科会長（伊藤 仁） 次に、山本人事課長。

○人事課長（山本 尚敏） 220ページをお開きください。下のほうに、職員研修事業費がございます。これは事業に係る、職員派遣に係る普通旅費、住宅使用料の不用額を減額するものでございます。

その下の福利厚生事業費です。これにつきましては、職員健康診査あるいは予防接種の業務、これに係る委託料の不用額を減額するものでございます。以上です。

○分科会長（伊藤 仁） 安達税務課長。

○税務課長（安達 央） 231ページ、232ページをお願いいたします。上から2つ目のところです。賦課徴収事務費でございます。手数料と業務委託料のうち、固定資産情報更新業務につきましては、決算見込みによる減額でございます。

その下のところにあります。一番下ですけども、固定資産税納税通知書封入封緘業務、また、それにあわせての基幹システムの改修業務、これにつきまして合計1,195万4,000円を全て落とさせていただくということで、提案をさせていただいております。この業務につきましては、固定資産だけではないですが、課税をしました通知、これを発送いたしますときに大量の業務になるということ、ま

た、通知します帳票類が多い、人によって枚数がかなり違うというようなこともございまして、機械によって自動的に封入をするということで当初予算をつけていただいております。これを進めるべく検討してきたところでございますが、一つ大きな問題が途中で出てまいりました。

といいますのも、それぞれの帳票を、バーコードをつけることによって全て同じものという認識をさせていこうということで、提案をいただいた業者等とも話をしてまいりました。ところが、納付書のところに問題が発生いたしました。納付書は今、私どもでコンビニ収納を行っております。コンビニで収納するときのためにバーコードを設けております。その関係で打診をいたしましたところ、2つバーコードが入ることはだめであると。そこをどのようなものでもだめなのか、また、別のものをつけられないかということも検討してまいりましたが、なかなかうまく調整ができませんでした。他団体等もいろいろと工夫をしているところがありましたので、そこも研究はさせていただきました。私どもと同じような状況で実施をしているところについては、帳票の大きさを広げて、その広げたところにバーコードをつけ、納付するときには、それを切り取ってしまうというようなことをしているところもございました。私どもでそれをしようとしますと、当初の分だけではなしに、まだ委託を考えていない更正分とか、また、ほかの業務の分についても、帳票を広げていかなければならないということで、さらに大きな費用を要するということとなります。また、当初のその発送も近づいてまいりましたもので、ここでこのまま進めるよりも一旦これを取り下げさせていただいて、改めて検討した上で提案をさせていただきたいということで減額とさせていただいております。

続きまして、歳入のほうです。195ページ、196ページをお願いいたします。各税目、決算見込みに基づいて数字を上げさせていただいております。全て当初からの変更ですけども、個人の市民税につきましては、先ほどの第8号の736万5,0

00円と合わせまして、2,500万円の増ということで処理をさせていただいております。この中で、昨日も新型コロナウイルスの流行の関係でご心配をいただいております税目、法人市民税と入湯税があろうかと思っております。

法人市民税につきましては、現時点で収入が既に6億6,000万円となっております。この後、申告されてくるのが1月決算となりまして、数は少ないんですけども、この今、計上させていただいております金額に達するであろうということで、このまま計上させていただいております。

入湯税につきましては、当初予算から減額をさせていただいております。1億2,783万4,000円とさせていただいております。現時点で1億1,600万円程度の調定を行っております。あと1,100万円程度ということになるんですけども、1月、2月の収入で2,250万円入っております。また、この3月分につきましては、3月に入湯される方ではなしに、2月に入湯された方を、翌月20日ですので、今月の20日の日までに申告納付ということでしていただいている分でございますので、おおむねこの数字でいけるんじゃないかということで600万円の減ということにさせていただきました。

また、200ページの督促の手数料、212ページの延滞金につきましては、現状、決算の見込みといたしまして、それぞれ減額をさせていただいております。

税務課は以上でございます。

○分科会長（伊藤 仁） 続きまして、谷垣城崎振興局地域振興課長。

○城崎振興局地域振興課長（谷垣 一哉） 予算書の227、228ページをごらんください。一番上にあります城崎振興局費、庁舎管理費及び自動車管理費について説明いたします。今回の歳出補正につきましては、いずれも事業費の確定に伴うもののほか、3月末までの支出予定額の精査による不用額の減額でございます。

城崎振興局からは以上でございます。

○分科会長（伊藤 仁） 続きまして、福井竹野振興局地域振興課長。

○竹野振興局地域振興課長（福井 正幸） 276ページをお願いいたします。276ページ、上段の仲田光成記念全国かな書展開催事業費の減額は、事業完了に伴い、精算によるもので、費用弁償及び業務委託料を減額いたしております。

次に、歳入の説明をいたします。前に返りまして、210ページをお願いいたします。一番上の土地売り払い収入のうち、第4号議案で提案いたしました旧森本中学校の土地売り払い収入2,907万4,000円が、この中に含まれております。

次に、216ページをお願いします。上から4行目、雑入の美術展等出展料、全国かな書展を21万1,000円減額しております。

私からは以上です。

○分科会長（伊藤 仁） 続きまして、和藤日高振興局地域振興課長。

○日高振興局地域振興課長（和藤 達也） 228ページをお願いいたします。真ん中からちょっと上あたりなんですけども、日高振興局費の庁舎管理費の減額は、庁舎の長寿命化、多機能化工事などの完了に伴う不用額の減額でございます。

日高振興局からは以上です。

○分科会長（伊藤 仁） 続きまして、村上出石振興局地域振興課参事。

○出石振興局地域振興課参事（村上 忠夫） それでは、276ページをごらんください。今回の歳出の補正につきまして、全て事業費確定あるいは決算見込みによる不用額の減額で、下から8行目でございます。出石永楽館歌舞伎開催事業費を総額で188万4,000円、1枚めくっていただきまして、278ページの一番上、伝統的建造物群保存地区保存事業費を総額で146万2,000円、それぞれ減額をするものです。

出石からは以上です。

○分科会長（伊藤 仁） 次に、三笠会計課長。

○会計課長（三笠 孔子） それでは、222ページをお開きください。真ん中辺で基金管理費のうち、

積立金利子の分になります。基金管理費全体ではマイナスになっておりますが、このうち利子の分が869万4,000円増額となります。その主な理由としましては、財政調整基金の金銭信託の分なんですけど、当初予算で2,500万円を見込んでおりました。それで、9月の利子の支払いのときに、30年度末の為替レートの状況でしたら、全額それで完了ということになるつもりだったんですけど、9月の時点で上限ではなく、利率が1.38%ということで目標達成となりませんでした。そのまま同じような状況でいくのかなと思ってたんですけど、1月中旬、補正予算の要求時点では円高傾向が進んでおまして、このままでいくと110円を超すだろうと。そうすると、また利率が5%の上限でいくのではないかという見込みで、予算がそれでは足りませんので、720万円をここで金銭信託の分としてプラスをしております。それが主なものです。

ただ、その後の状況で、きのうもお話が出ていたんですけど、2月末からのコロナショックの影響ということで円高が進んでおまして、満額までいかないような見込みになっております。

続きまして、208ページ、歳入になりますけど、一番下のところの基金運用利子です。内容は、先ほどの積立金と同じ額になります。額は8,734万円ということで、果実運用分が3万4,000円あります。それから土地開発基金の利子が含まれておりますので、そこで歳入歳出積立金と額が合うことになります。

会計課は以上です。

○分科会長（伊藤 仁） 次に、中地消防本部総務課参事。

○消防本部総務課参事（中地 修） 264ページをごらんください。下の表をごらんください。消防施設費の説明欄にあります豊岡消防署消防設備・施設整備事業費は、豊岡消防署に配備します救助工作車と資機材搬送車の事業費確定に伴い、減額を行うものでございます。

その下の但東駐在所消防設備・施設整備事業費は、但東駐在所に配備します高規格救急自動車の事業

費確定に伴い、減額を行うものでございます。

続きまして、190ページをごらんください。地方債の補正ですが、上から4行下にあります消防防災施設整備事業費のうち、高規格救急自動車につきましては、但東駐在所に配備します救急車の事業費確定に伴い、地方債の額を減額するもので、表中3,600万円から330万円を減額し、3,270万円にするものでございます。

その2行下の救助工作車、資機材搬送車につきましては、豊岡消防署に配備します救助工作車と資機材搬送車の事業費確定によるもので、救助工作車につきましては、表中の1億9,500万円から110万円を減額し、1億9,390万円に、資機材搬送車につきましては、表中の1,400万円から60万円を減額し、1,340万円にするものでございます。

続きまして、216ページをごらんください。消防債ですが、消防防災施設整備事業債を減額するもので、先ほど地方債のところでも説明いたしましたように、高規格救急自動車、救助工作車、資機材搬送車の事業費確定による減額でございます。以上でございます。

○分科会長（伊藤 仁） 続きまして、宮岡選管・監査事務局長。

○選管・監査事務局長（宮岡 浩由） 233、234ページをお願いいたします。233、234ページ、参議院議員選挙費についてご説明を申し上げます。任期満了によります第25回の参議院議員通常選挙は昨年7月4日に公示、7月21日に投開票が行われました。この選挙執行に要しました経費を除き、不用額を減額いたすものでございます。

まず、人件費といたしましての非常勤職員報酬ですけれども、選挙長、選挙立会人及び期日前を含む投票管理者、投票立会人への報酬のうち、不用額となりました26万7,000円を減額いたしております。また、事務補助員の人夫賃6万8,000円を初めといたしまして、投開票事務従事者等への報償金276万2,000円、賄い料としての食糧費15万6,000円、施設、設備の修理を見込んで

おりました修繕料53万3,000円、入場整理券の郵送料などの通信運搬費で46万円と、票の読み取り機調整を含みます種々の手数料で43万2,000円等々、選挙費用総額で531万3,000円を減額いたしております。したがって、歳出の合計といたしましては、先ほどの人件費と合わせまして558万円を減額いたします。

なお、このほかに、人事課所管の臨時職員に係ります人件費及び時間外勤務手当の予算残額200万3,000円も、減額をさせていただいておりますので、参議院議員選挙費といたしましては総計758万3,000円の減額となります。

続きまして、歳入でございます。208ページをお願いいたします。208ページ、総務費委託金のうち、選挙費委託金についてご説明を申し上げます。参議院議員選挙事務費として、兵庫県から交付されました委託金と当初の予算計上額との差額分758万3,000円を減額いたしております。先ほどの歳出と同額の減額となっております。

最後に、186ページをお願いいたします。186ページ、繰越明許費補正のうち、上から3つ目の税務総務費の固定資産評価審査委員会費についてご説明をいたします。これは、平成30年度に、固定資産の課税台帳に登録された価格を不服として、評価審査の申出書が固定資産評価審査委員会に提出された案件がございました。同委員会で審査いたしました結果、この案件に係る固定資産の評価は適法であるということで、その申し出を棄却する旨の決定をいたしました。この決定について昨年、令和元年6月10日付で申し出人の方から委員会に対して、棄却をしたその棄却決定の取り消しを求めるとい訴状が神戸地方裁判所に提出をされました。本日までに4回の口頭弁論を経て、去る3月10日に結審をいたしましたけれども、本年度内に判決の言い渡しには至らず、裁判はなお継続中であるために、顧問弁護士への訴訟業務に係る報酬相当額委託料として33万円を繰り越しいたすものでございます。

監査・選管事務局は以上でございます。

○分科会長（伊藤 仁） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。よろしいか。

嶋崎委員。

○委員（嶋崎 宏之） 1点ちょっと確認させてください。264ページで、防災課で防火水槽の整備事業費ということで670万円の減額補正をされていますけれども、防火水槽の配置というのがたしか167街区か何か住宅、木造住宅密集地のマップをつくられて、その現状としては把握されて、それによって、いざというときにはかなり効果、機能が発揮できるというのがお聞きはしてるんですけども、新設防火水槽というのは、例えば地域のほうからの申し出があるのか、それとも例えばそういったマップつくって、本当にもう適正な配置でこの辺に要るなというアドバイスとか、そういったものは、あるいは消防本部からとか、あるいは各分団に対しての何かアドバイスみたいなことはされるのかどうか、その辺、それを受けて防災課が判断されるのかどうか。それとも防災課が直接、日々、そういったところの防火水槽の地区要望があれば直接やるということなのか、その辺、消防本部と防災課との絡みというか、連携というのはどういうふうになっているのか、その辺、はい。

○分科会長（伊藤 仁） 答弁願います。

どうぞ。

○防災課長（原田 泰三） 防災課では、防火水槽等、要望等は地区からいただいたりとかするんですけども、基本的には適正に水利が基準に基づいて配置ができてくるかどうかというのはまず判断いたしまして、その結果、十分、例えば他の防火水槽であったり、消火栓であったりで満たされているという判断をした場合は、済みませんが、緊急度は低いということでお断りをさせていただくということにしております。ですので、消防水利の配置につきましては、そういった基準がございますので、それに基づいて判断をさせていただいているというように状況でございます。以上でございます。

○分科会長（伊藤 仁） 嶋崎委員。

○委員（嶋崎 宏之） 特に最近、河川に水利を部署

されるような場合に、河川が大分、堆積土砂とかそんなんでなかなか水深がとれないようなところも見受けられるので。ですから、どちらかというところ、そちらのほうの、国からも河川のしゅんせつ関係、かなり災害が続いてるんで、強靱化も含めていろんな予算が出てくると思うんですけども、それを待たられないような状況に、火災が発生するようになってしまうので、そこら辺、特に木造密集地で一度火災になると、やっぱりかなり広がってしまうので、その辺に対する消火栓の配置、それから防火水槽の配置、単にマップつくるだけじゃなくて、本当に機能できる水利になっているかどうかというその辺のチェックを地元消防団としっかり、やっぱりやっていただいて。といいますのは、特に電化になってから火災の発生件数がちょっと少ない傾向に、ありがたいことになっているんですけども、いざ起こると、なかなか手なれていないというか、訓練はされてるんですけども、なかなか団員の出席とかいろんな問題が出てくると思うので、特にその辺、応援部隊が来たときの水利の部署しやすいような方向を、マップをつくるだけでじゃなくて、その辺も機能的な生かし方をしていただいたらというふうに思うんですけども、これは意見として聞いていただいたら結構です。以上です。

○分科会長（伊藤 仁） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（伊藤 仁） 質疑を打ち切ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（伊藤 仁） 討論を打ち切ります。

お諮りします。本案は、原案のとおり可決すべきものと決定してご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（伊藤 仁） ご異議なしと認めます。

よって、第22号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第44号議案、令和2年度豊岡市一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

第44号議案中、当分科会に審査を分担されまし

たのは、所管事項に係る歳入予算補正であります。
当局の説明を求めます。

畑中財政課長。

○財政課長（畑中 聖史） 3月13日に配付されました市長提出議案目録、追加分ということで薄い資料をごらんいただきたいと思います。その議案書の3ページをごらんいただきたいと思います。第44号議案、令和2年度一般会計補正予算（第1号）でございます。

本件は、新型コロナウイルス感染症に係る中小企業等への支援経費を追加し、また、令和3年度から令和5年度までの債務負担行為を追加するものでございます。

補正額としましては、歳入歳出それぞれ4,000万円を追加いたしまして、歳入歳出の総額を460億9,600万円とするものでございます。

当委員会に関しましては、歳出はございません。歳入だけでございますけれども、11ページ、12ページをごらんいただきたいと思います。この補正の財源といたしましては、財政調整基金からの繰り入れということで4,000万円とさせていただいております。

説明は以上でございます。

○分科会長（伊藤 仁） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（伊藤 仁） 質疑を打ち切ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（伊藤 仁） 討論を打ち切ります。

お諮りします。本案は、原案のとおり可決すべきものと決定してご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（伊藤 仁） ご異議なしと認めます。

よって、第44号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、委員会に付託、また、分科会に分担されました議案に対する審議は終了しました。

ここで委員の皆さん、当局の皆さんから何かあり

ましたら、ご発言ください。当局、何もありませんか。

○委員（木谷 敏勝） ちょっとよろしいですか。

○分科会長（伊藤 仁） 木谷委員。

○委員（木谷 敏勝） さっきもコロナウイルスの補正を通したんだけど、これからどんどんそういうのを打っていただくいうかね、そういう可能性があるのか。それから今の状況では、終息がどういことになるのかわからないので、総務委員会の所管がどうのこうのがあるかもしれんけど、コロナウイルスの対策はしっかりやってほしいと。しかも利子補給ってことは他の委員会だけど、何かいい浮揚策いうんか、助けてあげることと、それからあと浮揚していくようなこともあわせて考えていただきたいなという、そういう何か考え方を持ってましたらお聞きしたいんだけど。

○分科会長（伊藤 仁） 答弁願います。

どうぞ。

○政策調整部長（塚本 繁樹） 議員おっしゃるとおり、いろいろと対策を打っていかないといけないということ、国のほうも緊急経済対策とかいろいろ打ってくると思うんですけども、それもあわせながら、市のほうも単独の分も考えながら、ちょっと今、関係課にはいろいろとその辺、どういうものがあるか調整させていただいてまして、市長からもありましたけれども、とりあえず議会の最終日に一度、追加提案をさせていただいて、それ以降もまた追加が出てくるようでしたら、専決とかそういうことも考えさせていただきたいなと思っておるところでございます。

○分科会長（伊藤 仁） 木谷委員、よろしいですか。

○委員（木谷 敏勝） いいです。

○分科会長（伊藤 仁） ほかがご発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（伊藤 仁） それでは、これで分科会を暫時休憩いたします。

午前11時13分 分科会休憩

午前 11 時 24 分 委員会再開

○委員長（伊藤 仁） それでは、委員会を再開します。

これより 3、協議事項（2）意見、要望のまとめについて、ア、委員会意見、要望のまとめに入ります。

休憩前に、当委員会に審査を付託されました案件の審査は終了しました。

ここで委員会意見、要望として、委員長報告に付すべき内容について協議をしたいと思います。

暫時休憩をいたします。

午前 11 時 24 分 委員会休憩

午前 11 時 27 分 委員会再開

○委員長（伊藤 仁） それでは、委員会を再開いたします。

委員長報告に付すべき内容がありましたら、ご発言ください。

木谷委員。

○委員（木谷 敏勝） コロナ対策、44号議案で利子の4,000万円か、を通しましたけども、それだけに限らず、所管を超えてでも、コロナ対策のことはしっかり取り組んでいただきたいということとをぜひ要望をしていただきたいと。以上です。

○委員長（伊藤 仁） ほかにございませんでしょうか。

それでは、ただいま議題となりました当委員会要望等の文書につきましては、正副委員長に一任いただきたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（伊藤 仁） ご異議なしと認め、そのように決定しました。

次に、委員長報告についてですが、内容につきましては、正副委員長に一任願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（伊藤 仁） ご異議なしと認め、そのように決定しました。

ここで委員会を暫時休憩します。

午前 11 時 29 分 委員会休憩

午前 11 時 29 分 分科会再開

○分科会長（伊藤 仁） 分科会を再開します。

これより 3、協議事項（2）意見、要望のまとめについて、イ、分科会意見、要望のまとめに入ります。

休憩前に、当分科会に審査を分担されました案件の審査は終了しました。

ここで分科会意見、要望として、予算決算委員会に報告すべき内容について協議したいと思います。

暫時休憩いたします。

午前 11 時 29 分 分科会休憩

午前 11 時 34 分 分科会再開

○分科会長（伊藤 仁） それでは、分科会を再開いたします。

何か分科会長報告として付すべき意見等あればお願いしたいと思います。

奥村副委員長。

○委員（奥村 忠俊） 新型コロナウイルスの関係は全世界に広がっておりますし、国内でもどんどん広がっておるという状況になっていますので、これに対して特別にやっぱり予算がある、ないっていうのは関係なしに、市民の安全を守るためにぜひ頑張った当局側の対応をお願いしたいということとをぜひ強調する必要があると思うので、その点、よろしく言うておきます。

○分科会長（伊藤 仁） ほかにございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（伊藤 仁） それでは、ただいま協議いただきました当分科会の意見、要望の案文につきましては、正副分科会長に一任いただきたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（伊藤 仁） ご異議なしと認め、そのように決定しました。

次に、予算決算委員会の分科会長報告についてで

すが、内容につきましては、正副分科会長に一任願
いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（伊藤 仁） ご異議なしと認め、その
ように決定しました。

以上で分科会を閉会いたします。

午前 11 時 36 分 分科会閉会

午前 11 時 36 分 委員会再開

○委員長（伊藤 仁） 委員会を再開いたします。

これより 3、協議事項（3）閉会中の継続審査申
し出についてに入ります。

資料 5 ページにあります委員会重点調査事項を、
閉会中の継続審査事項として、議長に対して申し出
たいと思いますが、これにご異議ありませんか。

○委員（木谷 敏勝） 委員長、これ、あかんの。9
番にコロナウイルス対策について、いつになるかわ
からへんけども、何というか。

○委員長（伊藤 仁） 重点調査事項の中にコロナ
ウイルス対策を入れると。

○委員（木谷 敏勝） その報告になっちゃうかもし
れんけど、どないなっとなるかっていうのも委員会の
ときに、閉会中でも呼んで、今こんな困っているの
に、どないなっているんだって聞けるようなことを
しとかんなんらんとするんだけど、どうなん。

○委員長（伊藤 仁） ただいま木谷委員のほうか
ら、コロナウイルス対策の報告を受けるべきだと。
そして重点調査事項の中に入れるべきだというよ
うな意見が出ましたけども、ほかの委員の皆さんは
いかがでしょうか。

暫時休憩いたします。

午前 11 時 38 分 委員会休憩

午前 11 時 40 分 委員会再開

○委員長（伊藤 仁） 委員会を再開いたします。

ただいま木谷委員から、9 番としてコロナ対策に
ついてを重点調査事項に入れるべきだというお話
いただきました。そのようにさせてもらってよろし
いでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（伊藤 仁） 内容につきましては、また
正副で協議をさせていただきたいと思います。よろ
しくお願いします。

続きまして、4、その他に入ります。

その他、委員の皆さんから何かあればお願いをい
たします。

木谷委員。

○委員（木谷 敏勝） 行政視察の日程なんですけど、
いつごろ、最終的に火水木か水木金にだというのは
どの辺で、場所によるから、場所より日程をね。

○委員長（伊藤 仁） 秋田のほうがちよっと今、
人事異動等もあるので、4 月の月上旬にまた申し込み
をしてほしいと、秋田のほうはそう言われています。
もう 1 個のほうはまだ日程調整ができておりませ
んので、いましばらく 1 週間、2 週間、4 月の月初
めまで時間をいただきたいというふうに思います。

○委員（木谷 敏勝） 日程さえ、早う確定したいな
って。

○委員長（伊藤 仁） ええ、相手さんがいつ受け
ていただけるかということでありまして、いましば
らく時間をいただきたいというふうに思います。

（「相手があることだけんな」と呼ぶ者あり）はい、
どうぞよろしくお願いを……。

○委員（奥村 忠俊） 日程は、その 5 日から 4 日間
になりましたね。

○委員長（伊藤 仁） 4 日間のうちの 3 日間、前
倒しか後ろ。

はい、よろしくお願います。

5、閉会ということで、以上をもちまして総務委
員会を閉会いたします。大変お疲れさまでした。あ
りがとうございました。

午前 11 時 43 分 委員会閉会
